

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令要旨

第1 租税特別措置法施行規則の一部改正

1 個人所得課税

- (1) 利子所得の分離課税等について、本特例の適用対象から除かれる対象者等が特定法人の発行する公社債の利子の支払を受ける一定の場合における当該特定法人に係る特定株主等の範囲を定める。(第二条関係)
- (2) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、災害等の事由が生じたことにつき所轄税務署長の確認を受ける場合の手続の細目を定めるとともに、特定累積投資上場株式等移管等依頼書及び特定課税未成年者口座払出依頼書の記載事項の細目等を定める。(第五条の五の二、第十八条の十五の三、第十八条の十五の八、第十八条の十五の九、別表第七(二)、別表第七(三)関係)
- (3) 給与所得控除の最低控除額等の特例の年末調整に係る調整措置の適用がある場合における給与等の源泉徴収票の記載事項の整備を行う。(第十一条の五関係)
- (4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の見直しを行う。(第十三条の三関係)
- イ 適用対象となる承認地域経済牽引事業用地整備者^{けん}に対する土地等の譲渡について、本特例の適用を受けようとする場合に確定申告書に添付すべき書類の細目を定める。
- ロ 次に掲げる土地等の譲渡について、本特例の適用を受けようとする場合に確定申告書に添付すべき書類に、譲渡した土地等がその譲渡の時ににおいて地すべり防止区域等内にあるものでないことを明らかにする書類を加える。
- (イ) 都市計画法の開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡
- (ロ) 都市計画法の開発許可を要しない住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡
- (ハ) 都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡

ハ 適用対象となるマンション等売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡について、マンションを除却した後の土地又は売却敷地に新たに建築される一定のマンションに関する事項等の記載がされるべき計画の細目を定める。

(5) 収用等の場合の五千万円特別控除等を適用する際に確定申告書に添付すべき書類について、児童福祉法における小規模保育事業の定義の見直しが行われることに伴い、資産の買取りをする者の証明書類の対象となる一定の小規模保育事業の用に供する施設に関する事業に必要な資産の見直しを行う。

(第十四条関係)

(6) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の千五百万円特別控除について、適用対象となるマンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業が実施された場合におけるマンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項の記載がされるべき計画の細目を定める。(第十七条の二、第二十二條の五関係)

(7) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換資産が令和十年一月一日以後に居住の用に供した又は供する見込みである家屋で建築後使用されたことのないものである場合における本特例を適用する際に納税地の所轄税務署長に提出すべき書類の細目を定める。

(第十八条の四関係)

(8) 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、本特例の適用対象から除かれる対象者等が特定法人の発行する公社債の償還金の交付を受ける一定の場合における当該特定法人に係る特定株主等の範囲を定める。(第十八条の九関係)

(9) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、持株会契約等に基づき取得した上場株式等で、当該持株会契約等に基づき持株会等口座が開設されている金融商品取引業者等との間に支配関係がある他の金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に受け入れられるものを加える。

(第十八条の十一関係)

(10) 特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定暗号資産の譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書の記載事項等及び特定暗号

資産取引に関する年間取引報告書の記載事項の細目並びに当該年間取引報告書の書式を定める。（第十八条の十七、別表第七の二関係）

(11) 特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除について、当該譲渡損失の金額の計算に関する明細書の記載事項等を定める。（第十八条の十七の二関係）

(12) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、その家屋が新築をしたもの又は建築後使用されたことのないものである場合において、当該家屋が令和十年一月一日以後に居住の用に供したものであるときにおける本特例を適用する際に確定申告書に添付すべき書類の細目を定める。（第十八条の二十一関係）

(13) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、買換資産が令和十年一月一日以後に居住の用に供した又は供する見込みである家屋で建築後使用されたことのないものである場合における本特例を適用する際に納税地の所轄税務署長に提出すべき書類の細目を定める。（第十八条の二十五関係）

(14) 給付金等の非課税について、給付金が給付される者の範囲等を定める。（第十九条の二関係）

(15) 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、その認定住宅等が令和十年一月一日以後に居住の用に供したものである場合における本特例を適用する際に確定申告書に添付すべき書類の細目を定める。（第十九条の十一の四関係）

2 法人課税

(1) 試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、次の見直しを行う。（第五条の六、第五条の七、第二十条、第二十条の二関係）

イ 国外委託試験研究の範囲から除かれる医薬品等に係る試験研究でその医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験の細目を定める。

ロ 特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度について、その試験研究が指定大学等との共同研究又は指定大学等への委託研究である場合における当該試験研究に係る特別試験研究費の額となるその事業者が負担するものであることにつき証明がされた金額を、当該事業者の申請に基づき、当該指定大学等の長が認定した金額（改正前：監査を受け、大学等

の確認を受けた金額)に見直す。

(2) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、特定雇用者の数等について記載された書類、事業主都合による離職者となる離職理由の細目等を定める。(第五条の九、第二十条の七関係)

(3) 土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置(優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外措置)について、次の見直しを行う。(第二十一条の十九関係)

イ 適用対象となる承認地域経済牽引事業用地整備者に対する土地等の譲渡について、本措置の適用を受けようとする場合に確定申告書等に添付すべき書類の細目を定める。

ロ 次に掲げる土地等の譲渡について、本措置の適用を受けようとする場合に確定申告書等に添付すべき書類に、譲渡した土地等がその譲渡の時において地すべり防止区域等内にあるものでないことを明らかにする書類を加える。

(イ) 都市計画法の開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

(ロ) 都市計画法の開発許可を要しない住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

(ハ) 都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡

ハ 適用対象となるマンション等売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡について、マンションを除却した後の土地又は売却敷地に新たに建築される一定のマンションに関する事項等の記載がされるべき計画の細目を定める。

(4) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における既成市街地等内にある土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換えについて、課税の繰延べ割合の見直しに伴い確定申告書等に添付すべき書類の見直しを行う。(第十八条の五、第二十二条の七関係)

(5) 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例について、対象となる特定株式の範囲の見直しを行うとともに、三年

経過特別勘定の金額の益金算入措置の対象から除かれる場合等の細目を定める。（第二十二條の十三関係）

3 国際課税

内国法人等の外国関係会社に係る所得の課税の特例等について、特定外国関係会社の判定方法等の細目を定める。（第十八條の二十、第十八條の二十の二、第二十二條の十一、第二十二條の十一の三関係）

4 資産課税

(1) 公益信託の信託財産とするために相続財産を支出した場合の相続税の非課税措置について、本措置の適用を受けるための添付書類を定める。（第二十三條の四関係）

(2) 教育資金非課税取消申告書等について、国税庁長官による所要の事項の付記等を可能とする。（第二十三條の五の三関係）

(3) マンション再生事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置について、マンション除却組合が本措置の適用を受けるための手続を定める。（第二十八條関係）

(4) 診療所の用に供する建物を建築した場合の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、本措置の適用を受けるための手続等を定める。（第三十一條関係）

(5) 地盤の液状化により被害を受けた土地に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置について、本措置の適用を受けるための手続を定める。（第三十一條の九の二関係）

5 消費課税

(1) 自動車重量税率の特例措置について、適用対象とならない免税対象車等の範囲を定める。（第四十條の二関係）

(2) 自動車重量税の免税等の特例措置について、対象となる自動車の範囲等を定める。（第四十條の四関係）

(3) 衝突被害軽減制動制御装置（改正前：側方衝突警報装置等）を装備した乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例措置について、対象となる自動車の範囲等を定める。（第四十條の七関係）

6 その他所要の規定の整備を行う。

第2 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十一号）の一部改正

非課税口座年間取引報告書の記載事項等に関する経過措置について、所要の規定の整備を行う。（附則第三十三条関係）

第3 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十二号）の一部改正

非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税等に関する経過措置について、所要の規定の整備を行う。（附則第十四条関係）

第4 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十九号）の一部改正

- 1 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。（附則第一条関係）
- 2 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置について、所要の規定の整備を行う。（附則第四条関係）

第5 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和七年財務省令第二十六号）の一部改正

輸出酒類販売場制度に係る日本国籍を有する免税購入対象者が国内に二年以上住所等を有しないことの証明書類に個人番号カードを加える等の改正規定について、所要の規定の整備を行う。（第一条関係）

第6 施行期日

この省令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）